

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
<p>意思の表出</p>	<p>○日本学術会議法</p> <p>第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。</li> <li>二 (略)</li> </ul> <p>第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分</li> <li>二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針</li> <li>三 特に専門科学者の検討を要する重要施策</li> <li>四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項</li> </ul> <p>第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 科学の振興及び技術の発達に関する方策</li> <li>二 科学に関する研究成果の活用に関する方策</li> <li>三 科学研究者の養成に関する方策</li> <li>四 科学を行政に反映させる方策</li> <li>五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策</li> <li>六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項</li> </ul> <p>○日本学術会議会則</p> <p>(意思の表出)</p> <p>第二条 学術会議は、日本学術会議法(以下「法」という。)第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。</p>	<p>(諮問)</p> <p>第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。</li> <li>二～五 (略)</li> </ul> <p>第三十八条 政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第三十九条 会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <p>学術的助言については、学術会議が「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」をアクションプランの冒頭に掲げ、課題解決型の助言機能強化に向けて、社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題について、迅速な取組を進めつつあることは歓迎したい。</p> <p>「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」をはじめ、現在準備中の生成 AI を受容・活用する社会の実現に向けての提言、国民の健康維持・増進に資する食品制度に関する提案等についても、成果を期待しつつ注視している。</p> <p>特に研究セキュリティについては、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」でも言及されているところではあるが、我が国の研究者が安心して研究に取り組める環境を整備し研究力強化等に資することはまさに喫緊の課題であり、我が国の研究者を代表する機関である学術会議に対し、精力的な取組を率先して進めるよう強く望むところである。</p>

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 見解
- 五 報告
- 六 回答

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等を実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。

	回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。		
--	----	------	--	--	--

## ○意思の表出等の作成手続について（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）〈抜粋〉

### Ⅲ. 査読における確認事項について

意思の表出の種類にかかわらず、科学的助言等対応委員会、部等における査読において確認を行うべき事項は、主に以下のとおりとする。なお、科学的助言等対応委員会、部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げない。

- ①日本学術会議における過去10年間の公表文書、直近に公表予定の文書等との通時的な整合性
- ②科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性
- ③内容の実行可能性と実現可能性
- ④読みやすさ、簡潔な要旨
- ⑤記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- ⑥利益誘導と誤解されることのないような配慮
- ⑦異なる意見の公平な取扱い
- ⑧委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- ⑨意思の表出の種類と内容の整合性
- ⑩勸告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合に特に確認を要する事項（見解の場合は、ア）～オ）に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
  - ア）個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
  - イ）読者・名宛人を明確にして立案しているか。
  - ウ）関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
  - エ）異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
  - オ）グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
  - カ）関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
  - キ）提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。

## V. 周知方法について

### 1. 公表等

日本学術会議が行う意思の表出は、日本学術会議ウェブサイト及び報道発表により公表する。あわせて、勧告、要望、声明、提言については記者会見等を行うことを原則とし、その他の意思の表出については必要に応じ、記者会見等を行うことができる。記者会見等の際には、意思の表出を作成した分科会等の責任において作成する説明用資料を用いることとする。また、意思の表出の内容に応じ、関係する学協会その他の機関又は団体に対しても個別に周知を行う。

### 2. 政府内への周知方法

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

種類	表出主体	周知方法
勧告	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛てに会長名の公文書を添付する。）。</li> <li>・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。</li> <li>・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</li> </ul>
要望 声明 提言	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。</li> <li>・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各府省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</li> </ul>
見解 報告	部、委員会、 分科会又は 若手アカデ ミー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</li> </ul>
答申	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛てに会長名の公文書を添付する。）。</li> <li>・必要に応じ、事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</li> </ul>

回 答	学術会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、送付することで代えることができる。</li> <li>・必要に応じ、事務連絡により、各府省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。</li> </ul>
-----	------	--

### 3. フォローアップ・レポート又はインパクト・レポートの作成

勧告、答申、要望、声明、提言、回答及び見解については、作成を担った分科会等の役員の責任においてフォローアップ・レポート（別紙様式8）を作成し、意思の表出を行った日の6か月後から1年以内に科学的助言等対応委員会に報告する。

勧告、答申、要望、声明、提言及び回答については、作成を担った分科会等の役員の責任においてインパクト・レポート（別紙様式9）を作成し、意思の表出を行った日から3年以内に科学的助言等対応委員会に報告する。

勧告、答申、要望、声明、提言、回答又は見解の作成を担った分科会等が継続して置かれていない場合であって、その分科会等が所属する部又は委員会があるときは、当該部又は委員会の役員若しくは当該部又は委員会が指名する分科会等の役員がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとし、分科会が所属する部又は委員会がないときは、別に幹事会が指名する者がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとする。

○会長メッセージ「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」（令和2年1月31日）〈抜粋〉

日本学術会議会長 山極 壽一  
副会長 三成 美保  
副会長 渡辺美代子  
副会長 武内 和彦

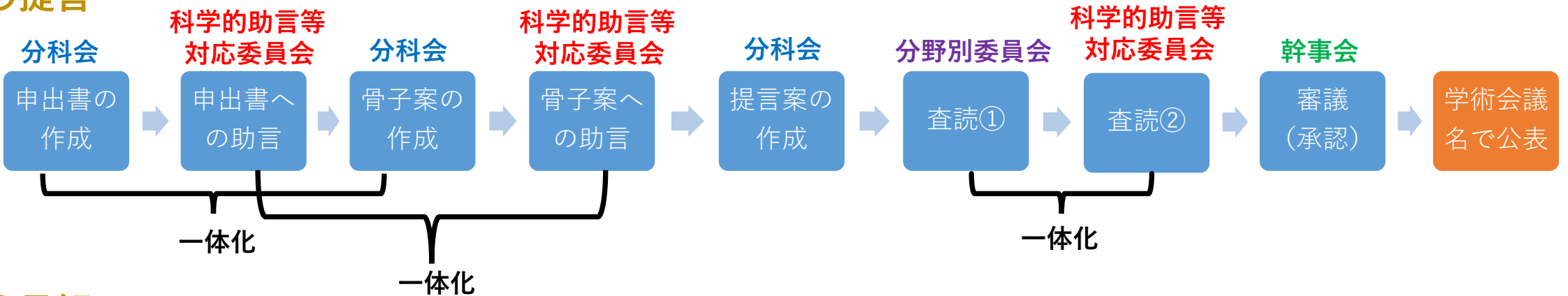
(略)

そこで、議論の結果がたとえ統一的な意見に達しなくとも、異なる意見の分布やそれぞれの根拠を明示する形で時機を得て提言等を発出することが、政府や国民の意思決定に利用可能な裏付けを提供することにつながります。その際、日本学術会議の責任を果たすためには、過去に発出された提言等も振り返り、それらとの関係性も考慮し、異なる意見との関係を解説することが必要となります。

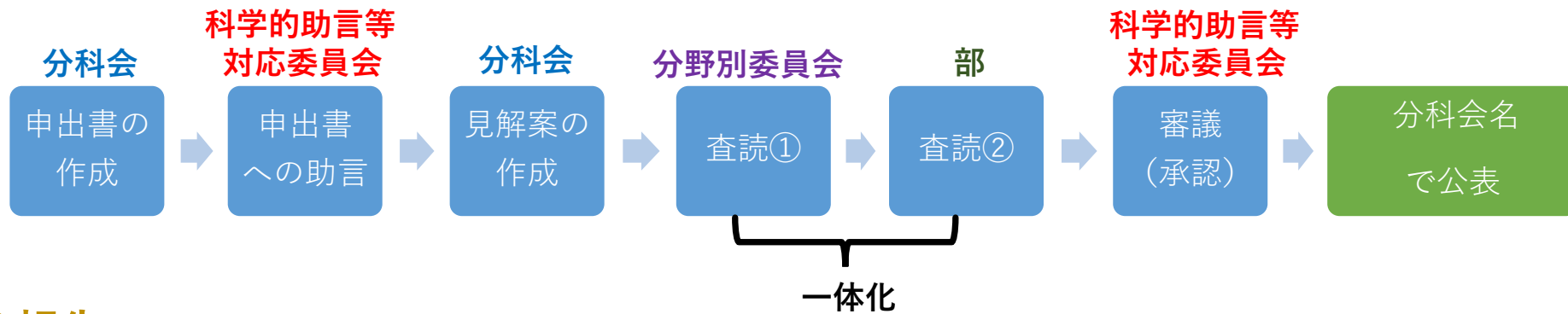
今後、提言等作成にあたっては、上記の点に留意して行っていただきますようお願いいたします。

# 分野別委員会の分科会が「提言」「見解」「報告」を作成する場合の流れ

## ○提言



## ○見解



## ○報告

